

○訪問型サービス(案)

※本（案）に関しては、平成 28 年 7 月 15 日時点の案であり、今後の検討により変更する場合があります。

	現行相当サービス	基準緩和サービス(一体型)	基準緩和サービス(単独型)
対象者	要支援 1・2 の認定者およびチェックリスト該当者	要支援 1・2 の認定者およびチェックリスト該当者	
	現行の『サービス』が必要なケース(例えば、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等) ※詳細については別紙参照	現行相当サービスの利用が適当であると判断された人以外の人	
	※現行相当サービスと基準緩和サービスとの併用は不可。		
内容	身体介護、生活援助	生活援助 ※身体介護は含まない	
頻度・時間	週 1 回～2 回程度 利用時間は利用者により異なる	要支援1・事業対象者 週1回まで(おおむね月 4 回まで) 要支援2・事業対象者 週2回まで(おおむね月 8 回まで) おおむね 1 回 1 時間程度	
サービス提供者	訪問介護員(資格を持つヘルパー)	訪問介護員または一定の研修受講者	
実施方法	事業者指定		

	現行相当サービス	基準緩和サービス(一体型)	基準緩和サービス(単独型)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1人以上 同左 	同左
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等 常勤換算 2.5 人以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 	同左
	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に1人以上(一部非常勤可)。 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 	同左
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画・必要な設備・備品 		
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 同左 	同左

平成 28 年（2016 年）7 月 15 日時点（案）

	現行相当サービス	基準緩和サービス(一体型)	基準緩和サービス(単独型)
単価	1 単位 = 10.84 円		
報酬	月額報酬 1,168 単位/月(週1回程度) 2,335 単位/月(週2回程度) 3,704 単位/月(週2回を超える程度) 予防給付の単価に準ずる	回数制 234 単位/回 月 4 回超の場合 1,027 単位/月 (週 1 回利用で 5 週目がある場合) 月 8 回超の場合 2,024 単位/月 (週 2 回利用で 5 週目がある場合)	同左
利用者負担	1 割もしくは 2 割		
加算	予防給付に準ずる	処遇改善加算 卒業加算 50 単位、軽度化加算 30 単位	
支給限度額	要支援1 5,003 単位 要支援2 10,473 単位 事業対象者 要支援1を目安とするが、状態によっては要支援2の限度額までは可		

○通所型サービス(案) ※本（案）に関しては、平成 28 年 7 月 15 日時点の案であり、今後の検討により変更する場合があります。

	現行相当サービス	基準緩和サービス(一体型)	基準緩和サービス(単独型)
対象者	要支援1・2の認定者およびチェックリスト該当者	要支援1・2の認定者およびチェックリスト該当者	
	現行の『サービス』が必要なケース(例えば、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等) ※詳細については別紙参照	現行相当サービスの利用が適当であると判断された人以外の人	
	※現行相当サービスと基準緩和との併用は不可。		
内容	生活機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	
頻度	週1～2回程度	要支援1・事業対象者 週1回まで(おおむね月4回まで) 要支援2・事業対象者 週2回まで(おおむね月8回まで)	
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	通所介護事業者の従事者 一定の研修受講者 ※現行より強化するものではありません	
実施方法	事業者指定		

	現行相当サービス	基準緩和サービス(一体型)	基準緩和サービス(単独型)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 <p>※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<p>従事者が専従要件を満たしているとみなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 <p>同左</p>	同左
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員 専従 1 以上 ・看護職員 専従 1 以上 ・介護職員 ～15 人 専従 1 以上 <p>15 人～ 利用者 1 人につき専従 0.2 人以上 (生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 1 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 ～15 人 専従 1 以上 <p>15 人～ 利用者 1 人につき必要数</p>	同左
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3 m²×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3m²×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備、備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 <p>同左</p>	同左

平成 28 年（2016 年）7 月 15 日時点（案）

	現行相当サービス	基準緩和サービス(一体型)	基準緩和サービス(単独型)
単価	1 単位 = 10.54 円		
報酬	月額報酬 1,647 単位/月(要支援1・事業対象者) 3,377 単位/月(要支援2・事業対象者) 予防給付の単価に準ずる	回数制 3時間未満 330 単位/回 月4回超 1,438 単位/月 (週1回利用で5週目がある場合) 月8回超 2,865 単位/月 (週2回利用で5週目がある場合)	3時間以上 350 単位/回 1,525 単位/月 3,038 単位/月
利用者負担	1割もしくは2割		
加算	予防給付に準ずる	処遇改善加算 卒業加算 50 単位、軽度化加算 30 単位	
支給限度額	要支援1 5,003 単位 要支援2 10,473 単位 事業対象者 要支援1を目安とするが、状態によっては要支援2の限度額までは可		